

消防法による命令の公告

危険物施設の所在地	滋賀県湖南市下田 1848-10
危険物施設の名称	DOWA サーモエンジニアリング株式会社滋賀工場
製造所等の別	取扱所 (一般取扱所) 昭和 55 年 9 月 11 日 許可第 879 号
命令を受けた者の氏名	DOWA サーモエンジニアリング株式会社滋賀工場 工場長 高橋 淳

上記の危険物施設は、公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるので、令和 7 年 6 月 5 日、消防法第 12 条の 3 第 1 項の規定により下記のとおり命令したものである。

記

命令事項

令和 7 年 6 月 5 日 (木) 1 時 12 分以降、火災予防上の安全が確保できるまでの間、火災が発生した一般取扱所の使用を停止すること。

令和 7 年 6 月 5 日

甲賀広域行政組合

管理者 松浦 加代子 印



(注意)

- 1 この標識は、消防法第 11 条の 5 第 4 項の規定に基づき設置したものである。
- 2 この標識を損壊した者は、法律 (公文書毀棄罪) により罰せられることがある。

備考 この標識の大きさは、日本産業規格 A 3 とすること。